

兵庫県公報

令和元年6月4日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第105号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和元年5月29日に、神戸市北区長尾町上津4663—3兵庫県医療労働組合連合会執行委員長寺脇美之から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和元年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が要求する次の事項に関する件

- (1) 医療・介護労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現のための大幅賃上げと一時金確保、職能給・人事考課等あらゆる査定反対
- (2) 増員の実施、労働条件・夜勤の改善、8時間労働制の遵守、業務委託反対・直営原則の厳守、安全・安心の医療確立とゆきとどいた医療・介護の実現

2 日時

令和元年6月9日（日）午前0時以降、事件解決に至る期間

3 場所

寿栄会有馬高原病院 神戸市北区長尾町上津4663—3

4 概要

上記の事業所及び職場にて、全面的にあるいは部分的に、連続・断続を含む、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。